

福島医発第 2838 号 (総)

平成 29 年 1 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録及び啓発活動への協力について

時下益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

福岡県の飲酒運転撲滅に関する取り組みにつきましては、「飲酒運転撲滅にかかる啓発について(依頼)」(福島医発第 721 号(地)(平成 25 年 6 月 7 日付))にてご依頼したところですが、今般、別紙のとおり、飲酒運転撲滅活動の一層の推進を図るため、福岡県人づくり・県民生活部長より協力依頼がまいりました。

福岡県では、「安全・安心な福岡県の実現」に向けて、飲酒運転の撲滅を最重要課題の一つと位置付け、様々な取り組みを推進しておりますが、県内の飲酒運転事故発生件数は 5 年ぶりに増加に転じた一昨年と同水準で推移しており、憂慮すべき状況が続いています。

本会といたしましては、第 31 回全理事会(平成 29 年 1 月 5 日開催)において本啓発活動に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても、飲酒運転撲滅運動の更なる推進のため、貴会会員医療機関の「飲酒運転撲滅宣言企業」登録、及び、福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく飲酒運転撲滅活動推進員(福岡県交通安全協会職員)の医療機関直接訪問による啓発活動への協力について、周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

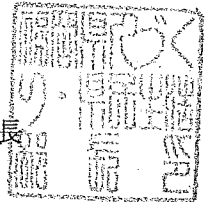
会長 白石恒明

28生安第1991号

平成28年12月15日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県人づくり・県民生活部長



「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録及び啓発活動への御協力について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から、本県の交通安全対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、「安全・安心な福岡県の実現」に向けて、飲酒運転の撲滅を最重要課題の一つと位置付け、様々な取組を推進しております。

しかし、県内の飲酒運転事故発生件数は5年ぶりに増加に転じた昨年と同水準で推移しており、憂慮すべき状況が続いています。

つきましては、飲酒運転撲滅に向けた一層の取組強化を図りたく、貴会会員に対する「飲酒運転撲滅宣言企業」登録の働きかけに御協力いただきますよう御願い申し上げます。

また、本県では飲酒運転撲滅活動の一層の推進を図るため、福岡県交通安全協会の職員を福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく飲酒運転撲滅活動推進員に委嘱し、県内事業所への直接訪問による啓発活動、「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録勧奨を実施しています。

同推進員が貴会会員あてに啓発及び登録勧奨のため訪問した際は、取組の趣旨を御理解いただき、特段の御配慮を賜りますよう、あわせて、働きかけを御願いいたします。

【担当】

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

交通安全係 西村

TEL : 092-643-3167 FAX : 092-643-3169

E-mail : anzen@pref.fukuoka.lg.jp

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録について

平成 24 年 4 月 1 日に施行された福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録とは、事業者の皆さんに宣言を行った旨を届出いただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言企業」であることを示す登録証やステッカーを発行し、県のホームページで取組内容などを紹介します。

登録証(A4 サイズ)



ステッカー

(155×100)



1 対象

県内で事業を営む個人又は法人その他の団体

2 届出方法

(1) 紙で届け出る場合

届出書(裏面)に必要事項をご記入の上、下記の「4 届出先・問い合わせ先」まで、郵送・FAX または電子メール等にてご提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧をあわせて添付してください。

※届出書は県のホームページからも入手できます。

撲滅宣言ホームページ

検索

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言企業の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。

ふくおか電子申請サービス

検索

3 その他

届出書を提出いただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続きのため送付までに期間を要する場合があります。

すでに同じ届出書を県に提出している場合は、重ねて届出していただく必要はありません(届出は1回のみで可)。

4 届出先・問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課交通安全係

anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL: 092-643-3167

FAX: 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7



福岡県『飲酒運転撲滅宣言企業』届出書

(様式第1号)

届出日：平成 年 月 日

飲酒運転撲滅運動を推進するため、次の事項について取組を行うことを宣言します。

(取り組んでいただける項目の□に✓印を付けてください。)

- ☐ 飲酒運転撲滅推進計画*の策定
- ☐ 飲酒運転撲滅のための管理体制の整備
- ☐ 社内、企業施設内での飲酒禁止
- ☐ 車両使用従業員への事前点検の実施
- ☐ ポスター・チラシ等の掲示
- ☐ 社内研修等の実施
- ☐ 従業員の家族に対する啓発
- ☐ その他（下欄にご記入ください）

*飲酒運転撲滅推進計画の作成例は、県ホームページに掲載しています。

確認事項
【必須】

- ① 必ずチェックしてください。
 - ☐ 事業主・役員は暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。
- ② 届出内容(個人情報等を除く)は、県ホームページに一覧表形式で掲載します。掲載を希望しない場合、下記にチェックしてください。
 - ☐ 県ホームページへの掲載を希望しません。

(ふりがな)

事業者名称：

(ふりがな)

代表者氏名：

〒

所在地：

電話番号

ホームページ URL

☐有 <.....>
☐無

一括届出支店等数

{ }

※県内の支店・営業所等を一括して届け出る場合に記載してください。
※支店・営業所等の一覧（支店等の名称、住所、電話番号）を添付してください。（本店を除く）

*以下の記載事項は、県ホームページには掲載されません

担当者氏名

担当者部署

担当者電話番号

メールアドレス

*メールマガジン「ふくおか交通安全にゅーす」への登録について

県では、福岡県交通安全協会、福岡県警察等が発行するメールマガジン「ふくおか交通安全にゅーす」において、飲酒運転撲滅宣言企業の皆様の取組事例を紹介するなど、飲酒運転撲滅運動の推進に有用な情報を配信していますので、ぜひ配信登録をお願いします。（購読は無料です）

登録は、メールアドレスを入力するだけでOKです！

福岡県交通安全協会 メールマガジン登録のページ

URL = <http://www.fukuoka-ankyo.jp/mailmag.html>



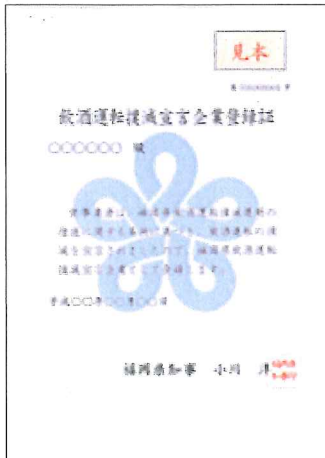
福岡県飲酒運転撲滅活動推進員

福岡県が交通安全協会の職員の方々を飲酒運転撲滅活動推進員に委嘱し、同推進員が県内の事業所・店を直接訪問するなどして、飲酒運転撲滅宣言企業・店の登録依頼や飲酒運転撲滅啓発を行っています。



飲酒運転撲滅宣言企業へ発送する啓発物一覧

1 飲酒運転撲滅宣言企業登録証 (サイズ:A4)



2 飲酒運転撲滅宣言企業ステッカー (サイズ:W100mm×H150mm)



3 飲酒運転撲滅条例チラシ (サイズ:A4)

(表)



(裏)



ダウンロードページ

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/244414_52304451_misc.pdf

4 あなたは大丈夫？！飲酒運転してるかも(適正飲酒チラシ) (サイズ:A4)
(表) (裏)

あなたは大丈夫？
飲酒運転してるかも？

お酒が覚めるには意外と時間が必要なこと、知っていますか？

19:00-22:00
【帰路中】

12:00-15:00
【お昼休み】

13:00-16:00
【車中で仮眠】

17:00
【帰宅】

飲酒後、自車でアルコールを分解するには時間がかかります。
短したるは、アルコール分解に時間がかかり、酔い覚めず、事故の原因になります。

ビール1杯(500ml)の処理時間→体重60kgの人で約4時間
※体重が軽い人は、処理時間が長くなります。

(例)ビール3杯飲んだ場合の処理時間
4時間×3(杯)=12時間

ビール1杯(500ml)と同等量のアルコールを含むもの
ビール1杯(500ml) = 焼酎1杯(100ml) = 日本酒1杯(150ml) = 洋酒1杯(30ml)

飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。
自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない！

福岡県

飲酒と交通事故の危険性
「適正飲酒」を心がけましょう！

飲酒後の運転は危険です。飲酒後の運転は、視力、反応、判断力が低下し、事故の原因になります。飲酒後の運転は、法律でも禁止されています。飲酒後の運転は、自分だけでなく、周囲の安全にも危害を及ぼします。

飲酒後の運転は、法律でも禁止されています。飲酒後の運転は、自分だけでなく、周囲の安全にも危害を及ぼします。

飲酒後の運転は、法律でも禁止されています。飲酒後の運転は、自分だけでなく、周囲の安全にも危害を及ぼします。

福岡県

ダウンロードページ

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/244414_52304450_misc.pdf

5 (管理者向け)指導のポイント (サイズ:A4)
(表) (裏)

飲酒運転の危険性
飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

日頃の指導ポイント

① 酒の飲み方
② 酒を飲んだ翌日の出勤
③ 飲酒運転の代償の大きさ

【指導例】

① 酒の飲み方
Q 酒を、飲みたい。
A 飲みたい気持ち、よくわかります。でも、飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

② 酒を飲んだ翌日の出勤
Q 酒を飲んだ翌日の出勤。
A 酒を飲んだ翌日の出勤は、飲酒運転の危険性があります。飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

③ 飲酒運転の代償の大きさ
Q 飲酒運転の代償の大きさ。
A 飲酒運転の代償の大きさは、重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

福岡県

飲酒会合当日の指導ポイント

① 車(自転車)通勤者の確認
② 鍵の管理
③ 飲酒状況の確認
④ 会合終了時の再指導
⑤ 複数で帰宅

【指導例】

① 車(自転車)通勤者の確認
Q 車(自転車)通勤者の確認。
A 車(自転車)通勤者の確認は、飲酒運転の危険性があります。飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

② 鍵の管理
Q 鍵の管理。
A 鍵の管理は、飲酒運転の危険性があります。飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

③ 飲酒状況の確認
Q 飲酒状況の確認。
A 飲酒状況の確認は、飲酒運転の危険性があります。飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

④ 会合終了時の再指導
Q 会合終了時の再指導。
A 会合終了時の再指導は、飲酒運転の危険性があります。飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

⑤ 複数で帰宅
Q 複数で帰宅。
A 複数で帰宅は、飲酒運転の危険性があります。飲酒運転は重大な犯罪であり、周囲の安全、健康、免許取消、事故の原因など、取り返しのつかない被害を招きます。自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転しないよう、声援を、声援をお願いします。

福岡県

ダウンロードページ

<http://www.police.pref.fukuoka.jp/data/open/cnt/3/36909/1/inshuuntenbousisiryu.pdf>

6 ポスター (サイズ:A2)

飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！

NO!

私たちは宣言します。

自分ができること、企業ができること、お店ができること。

自分ができること、企業ができること、お店ができること。

自分ができること、企業ができること、お店ができること。

福岡県

ダウンロードページ

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/244414_52304440_misc.pdf